



**【平成30年度国民健康保険税などの改正について】**

国民健康保険事業は、これまで市町村それぞれが保険者となって運営していましたが、平成30年度からは県と市町村が共同保険者となって広域的に運営することになります。

そこで、平成30年度については、こうした国民健康保険の広域化を見据えた新たな基本方針(①地方税法などに則した改正、②低所得者に極力配慮した改正、③国民健康保険加入者と社会保険加入者のバランスを考慮した改正、④国・県における制度改正を踏まえた改正)のもと、国民健康保険税の改正を行いました。



国民健康保険運営協議会の様子

**【平成30年度の赤字補てんについて】**

市の国民健康保険加入者の医療費は、長寿化や医療技術の高度化などにより毎年度増加しています。このため、複数年を見込んだ医療費などの見通しが困難なため、医療費などの給付と税負担との関係を毎年度検証しながら、国民健康保険税を改正することとしています。

なお、平成30年度については赤字が見込まれますが、一般会計からの繰入金を補てんすることで対応します。

平成30年度当初の実質赤字補てん額 (見込み)	一般会計からの繰入金
	5億6,848万4千円(赤字補てん分)

**平成30年度税率**

		改正前	改正後
医療給付費分	所得割率	7.5%	7.5%
	資産割率	9.0%	廃止
	均等割額	9,000円	21,000円
	平等割額	12,000円	廃止
	限度額	53万円	54万円
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.3%	2.3%
	均等割額	7,000円	7,000円
	限度額	16万円	17万円
介護納付金分	所得割率	2.4%	2.4%
	均等割額	11,000円	11,000円
	限度額	14万円	15万円

前年の世帯の総所得金額など		軽減割合
改正前	改正後	
33万円以下	33万円以下	7割
33万円+(27万×被保険者数)以下	33万円+(27万5千円×被保険者数)以下	5割
33万円+(49万円×被保険者数)以下	33万円+(50万円×被保険者数)以下	2割